主文

本件各控訴を棄却する。

控訴審における訴訟費用はすべて当事者各自の負担とし、上告審における訴訟費用 はこれを二分し、その一を一審原告A承継人ら及び一審原告Bの、その余を一審被 告の各負担とする。

原判決主文第一項の一審被告に金員給付を命じた部分は、仮りに執行することがで きる。

当審における訴訟承継に基づき、原判決主文第一項中、原告Aへの金員の支払を命ずる部分を「一審被告は、一審原告A承継人Cに対し金二一万三三〇〇円及びこれ に対する昭和三九年七月七日以降完済までの年五分の割合による金員を、同承継人 D、E、F、G、Hに対し各金八万五三二〇円及びこれに対する同日以降完済まで の年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。」と、同第二項中、原告Aの請求を 棄却する部分を「一審原告A承継人らのその余の請求を棄却する。」と、同第三項 を「(一審における)訴訟費用を三分し、その二を一審原告A承継人ら及び一審原 告Bの負担とし、その一を一審被告の負担とする。」とそれぞれ変更する。

事実

当事者の求めた裁判

(一) 一審原告A承継人ら及び一審原告B

「(1)原判決を次のとおり変更する。一被告は、一審原告 A 承継人 C に対し金六 一万八三〇〇円及びこれに対する昭和三九年七月七日以降完済までの年五分の割合 による金員を、同承継人D、E、F、G、Hに対し各二四万七三二〇円及びこれに対する同日以降完済までの年五分の割合による金員を、一審原告Bに対し金四六〇万六八〇〇円及びこれに対する同日以降完済までの年五分の割合による金員をそれ ぞれ支払え。(2)一審被告の本件控訴を棄却する。(3)訴訟費用は一、二 も一審被告の負担とする。」との判決並びに仮執行の宣言

「原判決中、一審被告の敗訴部分を取り消す。一審原告A承継人ら及び一審原告B の各請求を棄却する。一審原告A承継人ら及び一審原告Bの本件各控訴を棄却する。訴訟費用は一、二審とも一審原告A承継人ら及び一審原告Bの負担とする。」 との判決

当事者の主張及び証拠関係

次のとおり付加するほか、原判決事実摘示のとおりである(ただし、原判決二丁裏八行目の「土地収用法三三条」の次に「(昭和四二年法律七四号による改正前のも の) と挿入し、同ページーー行目から一二行目にかけて「都市計画法」とあるのを 「旧都市計画法」と改める。)からこれを引用する。

(一) 一審原告A承継人ら及び一審原告Bの主張

、一審被告は当審において、本件訴訟の被告とすべき起業者は鳥取県知事ではな て鳥取県であるから本件の訴は不適法である旨主張するが、原審において一審被 告は自らが起業者であることを認めていたのであるから、右は自白の撤回であつて 許されない。仮にそうでないとしても、禁反言の法理によつて右の主張の変更は許

2、一審原告Aは昭和四八年三月一八日死亡し、その妻であるC、子であるD、 E、F、G、Hが、法定相続分に従い(なおAの子であるB、Iは相続を放棄し た。)その権利を承継した。(二) 一審被告の主張

本件のような土地収用法一三三条による損失の補償に関する訴の被告となるべ き起業者は、本件の場合についていえば、行政庁たる県知事ではなく、法律効果の 帰属主体たる県と解すべきであるから、一審被告は当事者適格を有せず、本件訴は 不適法である。

2、収用委員会の裁決による補償額に不服のある土地所有者は、まず右裁決のうち 補償額を定める部分について変更を求めるべきであり、本件のようにその手続を踏むことなく、直ちに起業者に対して裁決に係る補償額をこえる金額の支払を求める 訴は不適法である。

3、旧都市計画法に基づく都市計画の目的は、交通、衛生、保安、経済等に関し 永久的に公共の安寧を維持し又は福祉を増進するための道路、広場、公園、緑地等 の重要施設を計画することであるが、これによつて計画街路の用地として決定され た土地につき建築制限が行われる結果、土地所有者の権利がある程度制約される結 果となつたとしても、それは憲法二九条二項にいう、財産権の内容につき公共の福 祉に適合するよう法律の加えた制約であつて、土地所有者が公共の福祉のために受忍すべき公用制限であり、その程度の点から言つても、土地所有権に本来内在する一般的制約というべきものであるから、これに対しては憲法二九条三項による補償を要しないというべきである。このことは、一般に不作為義務を課する公用制限については原則として補償を要しないものと解されていることからも根拠づけられる。

る。 ところで土地収用を行う場合の損失補償額は、本件の収用委員会の裁決当時施行されていた昭和四二年法律七四号による改正前の土地収用法七一条によれば、収用裁決時の価格によつて算定すべきものとされていたから、本件土地が裁決の時点において右建築制限を受けている以上、そのような制限を受けている土地として評価された価額によつて補償額を定めるべきである。

なお、原判決は、補償額を収用されない近傍類地の価額を基準として決定すべきであるとし、その理由づけとして、土地収用手続を開始する事業認定(本件の場合は、旧都市計画法一九条により事業認定とみなされるところの都市計画事業の内閣による認可)により、土地が収用の目的物として指定され、告示されれば、以後その土地について通常の土地としての取引がなされなくなるのは当然であり、このような結果は収用処分自体に本来的に由来するものと解すべきことを挙げる。しかし、本件土地の補償額算定について問題となる建築制限は、収用手続の基盤を設定する事業認定によるものではなく、これに先行するところの都市計画の決定によるものであるから、前記のとおり土地所有権に内在する一般的制約として理解するのを相当とする。

4、仮に、本件土地の補償額は右土地が建築制限を受けていなければ裁決時において有するであろうと認められる価格によつて算定するのが相当である土地(以下の額は、当審鑑定人」の鑑定評価額すなわち原判決添付第一目録の各土地(以下「第二物件」という。)については三・三平方米当たり二万の8土地(以下「第二物件」という。)については三・三平方米当たり二万の8土地(以下「第二物件」という。)については三・三平方米当たり二万米当たりのである。原判決が補償額算定の根拠として採用した原審鑑定人Kの鑑定は、価額評価の具体的方法が明らかでないうえ、第一物件の価額(三下下の当時、第一物件の価額が同じ時期に売買のあつた近傍類地である鳥取県であるとや、第一物件の価額が同じ時期に売買のあつた近傍類地である鳥取県であることや、第一物件の価額では時期に売買のあった近傍類地である理由にであるとや、第一物件の価額三・三平方米当たり七一〇〇円の二倍余になる理由における記明がなされていないなど首肯し難い点が少くないても十分な説明がなされていないなど首肯し難い点が少くないまで、一審原告へ承継人らの主張する右一審原告の死亡の事実及びその相続関係はす

べて認める。

(三) 証拠関係(省略)

## 〇 理由

ー 本案前の抗弁について

限り、事業の管理者又は費用負担者たる権利義務の主体が当事者適格を有すると解する方が訴の性質に適合すると考えられる。しかしながら、前述のように都市計事業のための土地収用手続において一般にこれに関与する起業者とは行政を有いとなると、実質的には収用手続の一環としての性質を有よいで有いと別異に関与すべき「起業者」の意義を収用手続いませると、別異には、訴訟関係者、こととに起業者を相手どいわればならないとすることは、訴訟関係者、こととに起業者を相手といわればならない。かかる観点からして(判決の既判力を執行力を行政庁の背後に対するながは、少くとも事者では、の補償に関する権利義務の主体に及ぼすための理論構成の問題はしばらも事者での補償に関する権利義務の連集に基づく土地収用の場合には、少くとも事者での補償に関する権利義務の帰属主体たる公共団体等とともに当事者適格を有ものと解するのが相当である(大審院昭和五年一月二九日判決、民集九巻二号を照)。したがつて一審被告は本件訴訟につき被告適格を有し、この点の本案前の主張は理由がない。

(一) 当裁判所も、原判決と同様、本件土地について昭和三九年六月二二日鳥取県収用委員会の裁決した補償額は過小であり、その正当な補償額との差額は、一審原告A所有の第一物件につき六三万九九〇〇円、一審原告B所有の第二物件記つき一三〇万六八〇〇円であると認める。その理由は、次のとおり付加、変更するほか、原判決の理由中の判断と同一であるから、これをここに引用する(ただし、原判決七丁裏四行目)の「土地収用法七二条」の次に(昭和四二年法律七四号による改正前のもの。以下同じ。)と挿入する。)。 1、原判決の理由中、第一項の五行目以下(原判決六丁表二行目から七丁表三行目

まで)を次のとおり変更する。
「一審被告は、本件土地は昭和二三年五月以後街路用地と決定され、建物の建築等の許されない土地として特定されており、右建築制限は土地所有権に本来内在する一般的制約として損失補償の対象とならないものであるから、右土地の収用による、自力を負担した土地としての価額によるべきであると主張するが、この点については本件を当審に差戻した上告審の判決において、土地収用法(昭和四二年法律七四号による改正前のもの)において当該でき相当な価格とは、右のような負担が存しないとすれば裁決時において当該土地が有するであろうと認められる価格をいうものである旨の判断が示されており、右判断は下級審たる当裁判所を拘束するところ、これによれば、一審被告の右主張を採ることができないことは明らかである。」

2、一審被告は、原判決が本件損失補償額を算定するに当たつて依拠した原審鑑定人Kの鑑定結果を不当であるとし、本件土地の補償すべき価格は当審鑑定人しいる額を最高限として相当とし、それをこえることはない場合の本件土地の決時における価額は第一物件につき三・三平方米当り一万二六〇〇円、第二物件につき三・三平方米当り二万円と評定するというのであり、右価額は第一物件にいた以近に、この方五〇〇〇円の価額を採るべきことは原判決説示のとおり。とでは、このうち一万五〇〇円の価額を採るべきことは原判決説示のとおり。とでは、このうち一万五〇〇円の価額を採るべきことは原判決説示のとおり。とで、第二物件についてはK鑑定の価額と全く一致する。また右」鑑定にまるすが、第二物件を評価し、その価額を基準として第一物件を評価したものであるが、第一物件を評価の理由づけとして右土地につき街路用地指定による建築制限がされているこ

とを挙げているので、右物件の評価が適正な前提の下になされているのかどうか疑いがあり、前記のようにこれと K鑑定の評価とに多少の差があることは、伝鑑定の語となるものではない。また、K鑑定人がその価額評価といるものではないではないではないではないでは、大人がその価額におけれどのでは、土地価額鑑定の性質上ある程度やむを得していることは、これを信頼であるより第二物件について J鑑定と一致していることは、おけるものの価額の比率が他の諸鑑定におけるよいである。 K鑑定の第一なの価額の比率が他の第三におけると・平方、は、これを第一なの一手を表している。 第一の各鑑定の第一の一手を表した場合であれた。 第二の各鑑定の子のの一手を表した場合のである。 第二の各鑑に「中子」との子との一手を表した場合である。 第二の各の中間に位するとして、 ないないないないないない。 第二、 をは、 といるのである。 ののでは、 といるのでは、 といるのではないるのではない。 といるのではないるのではないる。 といるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではない。 といるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではない。 といるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではな

本は一・三五である)。 (二) 一審原告Aが昭和四八年三月一八日死亡し、C、D、E、F、G、Hがそれぞれ妻又は子として法定相続分に従いその権利を承継したことは、当事者間に争いがない。

(裁判官 熊佐義里 加茂紀久男 小川英明)